声明：東京２３区の家庭ごみ有料化に反対します

２０２６年１１月１１日
日本共産党東京都委員会
日本共産党東京２３区区議会議員団
日本共産党東京都議会議員団

東京２３区区民のみなさん、都民のみなさん。

東京２３区の家庭ごみ有料化が、来年の統一地方選挙への新たな焦点となりつつあります。

日本共産党東京都委員会、東京都議会議員団、２３区の各区議会議員団は、家庭ごみ有料化に反対してきましたが、ここにあらためてその問題点を示し、これをストップするために全力を尽くす決意を表明するものです。

２３区家庭ごみ有料化問題をめぐる経過と現状――来年の区長・区議選の重大争点に

小池都知事は、昨年１２月２７日のＦＮＮインタビューと今年１月９日の記者会見で、“最終処分場の埋め立てスペースに限りがあるので、ごみの排出の抑制のために、家庭ごみの有料化を２３区にも促していく”との姿勢を示しました。さらに、今年３月に公表した都の「資源循環・廃棄物処理計画」では、家庭ごみの有料化を含めたごみ減量策について「区市町村の取組を後押ししていく」と明記しています。

これに先立ち、特別区長会は３月１９日、同会の「清掃工場整備計画に関する検証委員会」による家庭ごみ有料化の早期実施検討の提言を発表して「実現に向けた検討を進める方針とする」としました。新聞報道では、家庭ごみ有料化に７人の区長が賛意を示しているとされ、吉住健一特別区長会長（新宿区長）は「合意形成のハードルは高い」としつつ「２３区が一斉に始めるのが望ましい」との考えを示しています。

東京都議会においては、昨年の第４回定例会で都民ファーストの会の議員が、２３区で家庭ごみ有料化を「できるところから導入することを前提に、都がその取組を支援すること」を求めています。２３区の区議会での議論は、区によって様々ですが、都民ファーストの会や自民党などの区議が、ごみ有料化推進の立場で発言をしています。

実施時期については、区長会事務局の２０２４年の試案は、仮定の年度として２０３７年開始としています。新聞では“清掃工場の建て替えなどに使える環境省の交付金を満額で受け取るためには、２０３０年度ごろまでに決める必要がある”とも報道されています。仮に２０３０年度頃までに方針を決めるとなると、来年４月実施の統一地方選挙で選ばれる区長・区議会議員の任期の４年間で、家庭ごみ有料化の是非が問われることになります。

日本共産党東京都委員会・区議団・都議団の見解

（１）区民負担増となる家庭ごみ有料化は行うべきではありません

家庭ごみの収集・処理は、特定の住民ではなく全住民への事業です。その費用は東京２３区では、行政が責任を持って公費でまかなってきており、その財源は区民が納めている住民税などです。家庭ごみを有料化することは、実質的な「増税」ともいうべきものです。

ましてや、物価高騰に賃金が追いつかず、年金は目減りさせる仕組みがあるもとで、新たに有料化を導入して全住民を対象に負担増を行うことは認められません。

しかも、家庭ごみ有料化は、戸別収集とセットで考えられており、人員や車両を５割増やす必要があり、区長会の試算では２２０億円もの巨額の追加負担が生じるとされています。区民のくらしのための予算を圧迫することになります。

また、マンションなどの多い東京２３区では、家庭ごみ有料化により、不法投棄・ルール違反のごみ出しが現状より悪化することが指摘されています。

日本共産党江東区議団の実施した区民アンケートでも、家庭ごみ有料化には賛成１２％、反対６２％となっており、反対が世論の多数を占めます。

（２）最終処分場の延命策には、家庭ごみの減量だけでなく、しゅんせつ土・建設土の再利用、事業系ごみの分別徹底などが必要です

最終処分場の残余年数は「５０年以上」とされています。都の「廃棄物等の埋立処分計画」によると、２０２２年から２０３６年の１５年間で、２３５７万㎥の埋立処分計画量のうち、しゅんせつ土、建設発生土など土砂系が約７５％を占め、一般廃棄物（排出量の４割は事業系ごみ）は６．８％となっています。それ以外に、産業廃棄物、都市施設廃棄物があります。

一般廃棄物の処分量は、１０年前に比べ５３％減となっています。一方、建設発生土等の処分量は年により大きく増減していますが、この１０年、減る傾向にはありません。都市施設廃棄物も減っていません。

一般廃棄物の内訳を見ると、家庭ごみは継続的に減少が進んでいる一方で、事業系ごみは、コロナ禍後、増加傾向にあります。

最終処分場の延命には、家庭ごみの減量だけでなく、しゅんせつ土・建設土の発生抑制・再利用をさらに進めること、家庭ごみに比べても紙類の割合が高い事業系ごみの分別や、特別区長会の検証委員会が提案する古紙の工場搬入規制、食品ロス削減、コンポスト普及、都市施設廃棄物の大半を占める下水汚泥の資源化、産業廃棄物の発生抑制・再資源化など、総合的に進めていく必要があります。

また、土砂系処分量を減らすためにも、再開発のあり方を見直すべきです。環境保全のためにも、スクラップ＆ビルドのまちづくりをあらため、建物を壊すのでなく、大切に使うまちづくりを進めるべきです。

（３）住民の協働、雑紙・プラスチックの分別の更なる促進などで、家庭「ごみ」は減らせます

家庭ごみ有料化によって減らせるごみは、中長期的には１割程度と言われています。有料化直後は大きく減っても、分別への意識が薄れるとリバウンドしてしまうからです。

家庭ごみ減量にとって重要なのは、減量と分別への住民の理解と合意にもとづく協働・努力です。

有料化せずに減量を成功させた事例もあります。名古屋市は１９９９年に「ごみ非常事態宣言」を出し、市民との協働で徹底したごみ減量の取り組みを進め、有料化せずに、ごみ処理量を約４割、埋め立て量は約８割減らしています。

燃やすごみを減らすことは、地球温暖化対策を考えても重要です。江東区が家庭の燃やすごみを調べたところ、燃やすごみの主な組成割合は、生ごみが３７．４％、生ごみ以外の燃やすごみが３６．２％で、古紙・びん・缶・ペットボトルやプラスチックなどの資源が２４．８％混入しており、その内訳は紙類が最も多く１３．４％、次いでプラスチックが１０．７％となっています。つまり資源の分別を促進すれば、家庭ゴミ有料化の効果とされる１割を上回る減量が、数字上可能です。

東京２３区清掃一部事務組合の資料によると、１人１日当たりの家庭ごみは、２０２３年度の４１３．２グラムから、プラ資源一括回収の前提で、２０３１年度に３９０．６グラムへ、５％超のゴミの減量が見込まれています。

最終処分場の状況や、どれくらいごみを減らせるのかを、都民の共通認識にする説明会をすみずみまで開催するなどして、住民参加で、分別収集をすすめ、生ごみの堆肥化の支援なども行い、ごみを減らす取り組みを進めることが求められます。

（４）製造・使用・販売した企業が廃棄の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の制度で、ごみを大もとで減らす

最終処分場の延命を考えても、ごみを大もとから減らすことが欠かせません。

プラスチック汚染が生態系に深刻な影響を与え、人体への影響も懸念されています。例えばペットボトルは回収率８割で、環境中への流出が少なくありません。プラごみは回収しても、燃やせば温暖化の要因となるＣＯ２を排出します。製造段階からの規制が必要です。プラスチック条約策定に向けた交渉の中で、一律の生産削減に反対する日本政府の姿勢も問われます。

ごみを出す時に消費者だけに費用負担をさせるという有料化は、製造段階でごみを減らすことにはつながりません。海外の事例も参考に、製造する企業の「拡大生産者責任」を明確にして、製造段階からごみの発生を抑制し、大量生産・大量消費・大量廃棄の現状を改めていくことも必要です。自治体でも事業者と連携して、製造・流通段階からゴミを減らす取り組みが必要です。

東京２３区区民のみなさん、都民のみなさん。

家庭ごみの収集・処理は、自治体が住民に対して果たすべき「公共」の役割です。この事業において、今日の経済情勢のもとで、２３区の区政が区民に新たな負担増を強いることは、許されません。声と力を合わせて、家庭ごみ有料化をストップしましょう。半年後に迫った区長・区議選を、その意思表示の機会にしましょう。家庭ごみ有料化ストップを公約する政党・政治家を区政に送り出しましょう。住民の協働でごみを減らしましょう。製造段階からごみを出さない社会づくりをすすめしょう。

日本共産党は、その先頭に立ってがんばる決意です。